



基本施策 22 社会保障の充実

■めざすまちの姿

社会保障制度が適正に運用及び運営され、誰もが安定した生活ができるまちをめざします。

■現状

- ◇本市の福祉医療費助成制度は、高齢期移行者、乳幼児等、重度障害者、母子家庭等、高齢重度障害者医療費助成制度があります。
- ◇国民健康保険制度は、医療保障を行う国民皆保険体制の基盤をなす制度として役割を果たしていますが、高度な医療技術による治療や生活習慣病などの治療に長期間を要する疾患などの増加により医療費が増大しています。
- ◇自立相談支援事業、就労支援事業、就労準備支援事業、子どもの学習支援事業を実施することにより、生活困窮者が生活保護に至る前に自立へつなげる支援を行っています。

■課題

- ◇長期にわたって安定した国民健康保険財政を維持していくため、医療費適正化の推進が必要です。
- ◇自助、互助による支援だけでは対応が難しい生活困窮者に対し、生活保護制度の適用を検討するとともに、生活保護に至る前の生活困窮者についても適切な支援に取り組むことが必要です。
- ◇家計管理に問題がある生活困窮者については、生活支援や就労支援だけでは困窮状態から脱却することが難しいことが課題となっています。

■個別施策の方向性と主な取組（★は総合戦略事業に関連する取組）

① 福祉医療の適正な運用
《施策の方向性》 各種福祉医療費助成制度の周知と適正な運用を図ります。
《主な取組》 ①-1 県の制度に準じて適正に運用していくとともに、国県の動向やニーズに対応した制度設計、運用を図ります。 ①-2 制度の対象者が確実に利用できるよう、各窓口における相談・説明と適切な制度利用へのつなぎを行います。
② 国民健康保険事業の適正な運営
《施策の方向性》 国民健康保険の適正な運営と財政の安定化を図ります。
《主な取組》 ②-1 国民健康保険税の適正な賦課と収納率の向上に努めるとともに、県とともに安定的な財政運営に努めます。 ②-2 レセプト点検やジェネリック医薬品の使用促進、特定健診等の受診勧奨や重症化予防事業等により医療費の適正化を推進します。

<p>③ 介護保険事業の適正な運営</p> <p>＜施策の方向性＞ 介護保険制度の周知と適正な運営を図ります。</p> <p>＜主な取組＞</p> <p>③-1 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づいた介護保険事業の適正な運営を図ります。</p> <p>③-2 高齢者福祉や介護保険制度のことが市民にわかりやすく伝わるよう広報に努めるとともに、相談窓口の充実を図り、適切な制度利用へつなぎます。</p>
<p>④ 生活困窮者等への対応</p> <p>＜施策の方向性＞ 経済的に困窮する世帯が社会から孤立せず、自立した生活を送ることができるよう、生活全般にわたる包括的支援を推進します。</p> <p>＜主な取組＞</p> <p>④-1 生活困窮者の自立に向けた生活支援や就労支援等に取り組むとともに、家計収支の均衡が取れていない、または多重債務を抱えるなどの課題のある生活困窮者を対象として家計改善支援を行います。</p> <p>④-2 学習支援ボランティアの確保に努め、必要とする子どもへの適切な支援を行います。</p> <p>④-3 生活困窮者等へのワンストップ型の支援を提供するため、地域や関係機関との連携強化を図り、早期把握、対応できるネットワークづくりを行います。</p>

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H30)	目標値 (R7)
国民健康保険税現年課税分収納率	%/年	94.19	95.0
ジェネリック医薬品数量シェア率	%/年	78.0	85.0
就労支援を行った生活困窮者の内、就労に結びついた者の割合	%/年	71.4	75.0

※国民健康保険税現年課税分収納率の目標値は、兵庫県国民健康保険運営方針に定める目標収納率が改正された場合は、その収納率を目標値とする。

■関連する個別計画

- ・ 宍粟市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画